

金沢大学大学院人間社会環境研究科課程博士学位論文審査要項

(趣旨)

1. この要項は、金沢大学大学院人間社会環境研究科（以下「研究科」という。）の課程博士の学位論文審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位論文提出資格)

2. 学位論文を提出しようとする者は、学位を授与される日において、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
 - (1) 研究科博士後期課程に3年以上在籍し、授業科目のうちから講義10単位以上と演習6単位以上の合わせて16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたもの。
 - (2) 研究科博士後期課程に1年以上在籍し、授業科目のうちから講義10単位以上と演習6単位以上の合わせて16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、優れた業績により特にコース長の推薦を受けて、専攻長に認められたもの。

(論文提出の予備審査)

3. 学位論文を提出しようとする者は、学位授与の申請に先立って論文提出について事前の審査（以下「予備審査」という。）を受けるものとする。予備審査に関する事項は別に定める。

(学位論文の提出等)

4. 予備審査の結果、論文提出を可と認められた者は、別に定める「学位論文（甲）提出要項」に従って次の書類等を5月又は12月の定められた期限までに研究科長に提出するものとする。

(学位論文審査委員会)

5. 専攻長は、受理した学位論文ごとに、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。
 - (1) 審査委員会は、以下によって組織する。
 - ア. 主任指導教員及び副指導教員
 - イ. 学位論文提出者の所属するコース長から推薦された教員2名学位論文審査委員会において、コース長から推薦される教員2名は、本研究科の博士後期課程の専任教員とする。
 - (2) 審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は、専攻長が委嘱する。審査委員会において必要と認めるときは、本研究科の他の専攻担当の教員又は本学大学院の他の研究科担当の教員並びに他大学の大学院等の教員を専攻長が、審査委員に委嘱することができる。なお、それらの教員は大学院の科目担当者であれば、非常勤講師、兼任教員等を問わない。
 - (3) 審査委員の互選により、審査委員会委員長を選出する。審査委員会委員長は、審査委員会を招集して、その議長となる。
 - (4) 審査委員会は、学位論文の内容が博士の学位を授与するに適合する論文であるか否かについての審査を行う。
 - (5) 審査委員会は、学位論文提出期限日から3月以内に審査を終了しなければならない。

ない。

- (6) 審査委員会は、学位論文の審査を終了したときは、学位論文審査報告書を、専攻長に提出しなければならない。
- (7) 学位論文の審査方法は、審査委員会の定めるところによる。(別紙参照)
- (8) 審査委員の任期は、研究科会議が学位授与の可否を決定する日までとする。

(博士学位論文の審査基準と審査項目)

6. 博士学位論文の審査は、以下の審査項目を総合的に判断し、当該研究分野の十分な知識と自立して研究活動を行なう能力を有することが論文のなかで証明されているか否かを判定する。

また、以下の各項目に関しては、分野によって重視される程度はさまざまであるので、柔軟に運用することが望まれる。

- (1) 人間社会環境の各分野を研究領域とした論文として問題意識が明確であり、かつ、設定されたテーマに妥当性があること。
- (2) 設定されたテーマにふさわしい方法が選択されており、かつ、全体がその方法で統一されていること。
- (3) 内外の研究文献が適切に参照されており、それらの成果を生かすかたちで研究が展開されていること。
- (4) 論述を裏づける資料・文献が適切に提示され、学術論文として体系的な構成がなされていること。
- (5) 結論に至るプロセスが論理的かつ実証的であること。
- (6) 全体として、設定されたテーマに関し、従来の研究にある程度独創的な観点を加えていること。

(学位論文の使用言語等)

7. 博士学位論文は、和文または英文で作成することを原則とする。ただし、それ以外の言語による場合は、あらかじめコース長に願い出て、研究科長の承認を得ること。なお、論文の字数体裁等の目安は以下のとおりとする。

- (1) 学位論文の字数は、和文にあつては本文で 60,000 字以上を原則とし、英文または他の外国語にあつてもこれに相当する内容の文字数とする。
- (2) A 4 版 (210×297) とする。
- (3) 印刷されたもの、ないしはタイプライター、ワードプロセッサ等で印字されたものであること。
- (4) 表紙・目次・背表紙等については、別紙「学位論文(甲)提出要項」を参照のこと

(学位論文の閲覧、口頭発表及び最終試験)

8. 専攻長は、学位論文審査の過程において、専攻内において学位論文の閲覧を行わなければならない。

- (1) 学位論文の閲覧の期間及び場所は、別に定める。
- (2) 学位論文の提出者は、学位論文審査の過程において、学位論文の内容を専攻内において公開で口頭発表しなければならない。
- (3) 口頭発表の日時及び会場は、別に定める。
- (4) 金沢大学大学院人間社会環境研究科規程第 28 条に規定されている最終試験は、前号の口頭発表をもって代えることができる。

(学位授与の決定)

9. 学位授与の最終的な可否は、研究科会議において決定する。

(学位論文不合格判定への疑義申立)

10. 審査結果に疑義がある場合は、学位授与判定コース会議後1週間以内に、専攻長に対して疑義申し立てを行うことができる。ただし、詳細は「人間社会環境研究科課程博士及び論文博士学位論文不合格判定への疑義申し立てに関する申合せ」を参照すること。

(学位論文の公表)

11. 研究科は、学位を授与したときは、学位論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を印刷し公表する。

(雑則)

12. この要項に定めるもののほか、必要な事項は、専攻長が決定する。

附 則

この審査要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この審査要項は、平成19年6月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この審査要項は、平成20年1月21日から施行する。

附 則

この審査要項は、平成20年4月1日から施行する。